

公 示 送 達 書

地方税法第20条の2の規定により、次の書類を公示送達します。この書類は、次の保管場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

なお、公示した日から起算して、7日を経過したときは、この書類の送達があったものとみなされます

個人情報を含む文書のため、詳細な内容は市役所掲示板をご確認ください。

令和8年6月24日

愛知県碧南市長

小池 友妃子



※この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名	備 考
充当通知書	内田 勇輔	

保管場所 碧南市役所 税務課